

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 連結注記表 個別注記表

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

株式会社メディネット

「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.medinet-inc.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年8月28日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の会社法改正及び改正会社法施行規則の改正内容に鑑み、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役は、自らの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動憲章及び行動規範並びにコンプライアンス管理規程等に基づき、またはこれらに準拠し、それぞれ法令、定款及び社会規範等を遵守した行動に努める。
- ② 当社の取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に従い、重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、当社と取締役との取引、当社子会社との取引等のほか経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ③ 当社の取締役は、3ヶ月に1度以上自己の職務の執行の状況を取締役会に報告するものとし、重大な不正事案等が発生した場合にはただちに取締役会に報告する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体とは関係を持たず、毅然とした態度を保ち、不当・不法な要求には一切応じないことを基本方針とし、当社行動規範にも明記し、全社員にも周知徹底する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料とともに文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存し、管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他の重要な会議の議事録
 - ・取締役を決定者とする稟議書と附属書類
 - ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 当社の取締役は、文書管理規程に基づき、前項に掲げる文書以外の文書についてもその重要度に応じて保管年限・保管形式・保管責任者等を明確にし、適切な管理に努める。
- ③ 機密情報の秘匿については、情報セキュリティに関する社内周知の徹底を図るとともに、データ等の情報資産への脅威が発生しないよう、情報システム管理規程等に基づき適切な保護対策を講じる。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の取締役会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程に定めたリスク管理基本方針に基づき、当社及び当社子会社の事業の運営を阻害する要因に対処すべく、当社及び当社子会社全体のリスクを総括的に管理するリスク管理体制の運用に努める。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクへの対処方針及びリスク管理実施計画を当社の取締役会へ提案する。リスク管理事務局は、当社及び当社子会社の各部署が保有するリスク管理状況を把握し、新たなリスクや影響が大きくなったリスクへの対応の遅れや漏れがないよう、マニュアル等の整備指導や部門間の調整を図る。

- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の経営危機が発生した場合には、リスク管理規程等に基づき緊急対策本部を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行うとともに、損害の拡大防止及び再発防止に努める。
- (4) **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか適宜臨時に開催し、取締役会規程に定められた経営に関する付議事項について、意思決定を行う。当社子会社の取締役は、その業種、規模等に応じて適正な業務執行を行う。
- ② 当社の業務執行の重要事項については、当社の業務執行役員等で構成する経営執行会議を定期的に開催し報告・協議を行うとともに、職務権限規程や稟議規程等を遵守し、適正で効率的な業務執行に努める。
- ③ 当社は中期計画及び年度予算を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じた目標の修正や対策を講じることにより、効率的な業務の執行を図る。
- (5) **当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ① 当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動憲章、行動規範及びコンプライアンス管理規程等の遵守に向けた取組みに努める。当社の取締役会の下に、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修計画の策定及び実施、コンプライアンス違反行為及びそのおそれの監視、報告等を行わせる。
- ② コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を通報できるコンプライアンス・ホットラインの設置及び運営を行い、違反行為の早期発見及び是正を図る。調査や是正措置を行うにあたっては通報者の匿名性を保障し、通報者に不利益がないことを確保する。また、コンプライアンス・ホットラインの利用について、当社及び当社子会社の全社員に対して通報手続き等を揭示し、周知徹底を図る。
- ③ 当社における業務執行部門から独立した内部監査部門の設置により、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行う。
- (6) **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社子会社については、当社の所管部門が業績進捗等の管理を行い、当社グループ企業全体の経営効率の向上を図る。
- ② 当社子会社の内部統制の実効性を高めるため、当社の所管部門が必要に応じて指導及び支援を行う。
- ③ 当社子会社は、一定基準の重要事項については、当社子会社において機関決定する前に、当社に報告を行い、承認を得る。また、当社子会社は、承認を必要としない重要事項等についても、適宜、必要に応じて当社に報告を行う。
- (7) **財務報告の適正性を確保するための体制**
- ① 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りを生じる要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部牽制システムその他のシステムの整備を進め、内部統制の整備・運用状況を評価する。

- ② 適時開示を果たすため当社に「IR委員会」を設置し、重要情報基準や開示判断基準に基づいた開示資料の検討を行い、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
- (8) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社の監査役の求めに応じて、監査役を補助すべき必要な人員を配置する。
 - ② 当社の監査役より職務の命令を受けた当該使用人は、その職務について、当社の取締役の指揮命令を受けない。
 - ③ 当該使用人は、当社の監査役の指示に従い、当社の監査役の監査に必要な調査の権限を持って業務を行う。
- (9) **当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社の監査役は、当社の取締役会及び社内的重要な会議に出席するほか、各部門の責任者との面談等を通じて当社の取締役の職務執行の状況を把握するとともに、当社の監査役会は代表取締役と定期的に意見交換会を実施する。
 - ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対して、当社及び当社子会社で法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - ③ 当社の取締役及び使用人等は、当社の監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ④ 当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- (10) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項**
- 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) **その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社の監査役には、法令に従い半数以上の社外監査役を登用することで独立性を高め、公正かつ透明性を担保する。
 - ② 当社の監査役は、内部監査の年次計画の事前説明及び内部監査の実施状況について適宜報告を受け、指摘・提言事項について意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図る。
 - ③ 当社の監査役及び内部監査部門は、会計監査人の監査計画及び監査結果の報告を受ける等、相互の連携かつ牽制を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営執行会議も11回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営執行会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス・ホットラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………2社
- ・主要な連結子会社の名称……………(株)医薬経営研究所、(株)メドセル

(2) 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な会社等の名称……………美迪奈特医学科技（北京）有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも僅少であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるので除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称……………美迪奈特医学科技（北京）有限公司、T C BIOPHARM LIMITED、パーパスバイオメディカル(株)
- ・持分法を適用しない理由……………当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法
 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ たな卸資産

- ・商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

- （リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～20年
機械及び装置	4～5年
その他	4～8年

ロ 無形固定資産

- （リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

- イ 株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。
- ロ 社債発行費等……………支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金……………債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引き下げ等が行われました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「社債発行費」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「社債発行費」は4,188千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,229,584千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普 通 株 式	88,333,100	1,800,000	—	90,133,100

(注) 普通株式の株式数の増加1,800,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金については、金融機関からの借入による調達または、社債等の発行により資本市場から調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針ですが、当連結会計年度においては利用していません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認しております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動や発行体の信用リスクに晒されておりますが、主に安全運用に係る短期のもの（コマーシャルペーパー等）や、業務上の関係を有する企業等の株式及び投資事業組合出資等であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

長期貸付金は、貸付先に対する信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要貸付先の信用状況を確認しております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

③ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、94%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,211,801	2,211,801	－
(2) 売掛金	302,540	302,540	－
(3) 有価証券			
其他有価証券	1,600,000	1,600,000	－
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	187,122	187,122	－
(5) 長期貸付金	1,539,760		
貸倒引当金(*)	△580,000		
	959,760	979,645	19,885
資産計	5,261,224	5,281,109	19,885
短期借入金	800,000	800,000	－
負債計	800,000	800,000	－

(*)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

短期借入金

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(区分)	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	
非上場株式	93,455
その他有価証券	
非上場株式	19,361
投資事業組合出資金	292,512

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,211,801	—	—	—
売掛金	302,540	—	—	—
有価証券	1,600,000	—	—	—
長期貸付金	—	1,539,760	—	—
	4,114,342	1,539,760	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|--------|
| ① 1株当たり純資産額 | 79円25銭 |
| ② 1株当たり当期純損失 | 19円28銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の払込完了について)

当社は、平成27年9月29日開催の取締役会において、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に対する第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行価額の総額500,000千円）、第10回新株予約権（発行価額の総額7,680千円）及び第11回新株予約権（発行価額の総額3,810千円）の発行を決議し、平成27年10月15日に払込が完了しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産
 - ・商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - （リース資産を除く）……………定率法
- ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～17年 |
| 構築物 | 20年 |
| 機械及び装置 | 4～5年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～8年 |
- ② 無形固定資産
 - （リース資産を除く）……………定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ① 株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。
- ② 社債発行費等……………支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引き下げ等が行われました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「社債発行費」は金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「社債発行費」は4,188千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,160,079千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	98,800千円
② 長期金銭債権	1,007,476千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	28,604千円
② 営業取引以外の取引による取引高	46,048千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	28,668
貸倒引当金損金算入限度超過額	186,760
一括償却資産損金算入限度超過額	2,528
未払事業税否認	3,929
未払事業所税否認	1,555
有価証券評価損	25,123
出資金評価損	6,243
資産除去債務	66,453
新株予約権	9,826
繰越欠損金	1,693,659
その他	34,272
繰延税金資産 小計	2,059,020
評価性引当額	△2,046,867
繰延税金資産 合計	12,153
繰延税金負債	
建物（資産除去費用）	△56,152
その他有価証券評価差額金	△51,068
繰延税金負債 合計	△107,220
繰延税金資産（△負債）の純額	△95,067

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)(注)1	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 医業経営研究所	横浜市 港北区	55,000	サービス業	(所有) 直接 100.0	兼任 2人	当社契約医療機関のコンサルティング業務	業務受託料の受取(注)2	20,121	未収入金	1,800
	株式会社 メドセル	東京都 世田谷区	100,000	サービス業	(所有) 直接 100.0	兼任 1人	細胞医療製品の製造・販売	資金の貸付(注)2	1,007,476	長期貸付金	1,007,476
								受取利息(注)2	25,186	未収収益	25,186
								貸付金の譲渡(注)2	985,050	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託料については、受託内容や受託費用等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

資金の貸付は、運転資金についてのコミットメントライン設定契約を締結しております。

受取利息については、市場金利等を勘案し、利率を決定しております。

貸付金の譲渡は、細胞医療製品の開発に係るライセンス契約の地位譲渡によるものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|--------|
| ① 1株当たり純資産額 | 80円54銭 |
| ② 1株当たり当期純損失 | 18円47銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の払込完了について)

前記の連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照願います。